

中小企業振興基本条例調査特別委員会

(令和7年4月30日)

## ○ 加納康樹委員長

皆さん、おはようございます。定刻よりも若干早いところではありますが、この後に本会議の開催も予定されておりますので、おそろいいただきましたので、中小企業振興基本条例調査特別委員会、開催をさせていただきたいと思います。

今日をご覧のとおりでありまして、理事者の出席はなしということでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

本日、皆様のほうにご確認をいただきたいのは、前回の意見募集、パブリックコメントに関しての回答の修正というところに関して取りまとめをさせていただきましたので、そちらについて、まずは確認をしていきたいと思っております。

では、この点に関しまして、事務局のほうから説明をさせます。

## ○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

事務局より、今、委員長からご紹介いただきましたパブリックコメントの意見整理について、少しご説明させていただきます。

まず、資料の002、意見募集に対する回答案をご覧ください。

こちらの資料につきましては、前回の委員会でご協議いただきまして、ナンバー1からナンバー5に関しては、表の右側の回答案のとおり整理いただいております。

次に、ナンバー6、第15条（四日市市中小企業等振興審議会）についてのご意見となります。

第15条に、四日市市中小企業振興審議会の構成について解説が付記されていますが、具体的な戦略プランの基となる審議会では、経営者視点での施策提案ができることが求められますので、関係団体から選出される方は事務局人材ではなく、経営組織を持つ経営者を代表することを条件として追記いただいております。また、審議会は、戦略プランや振興施策の効果や検証を図る場でもあるべきと考えます。この点についても記載していただいております。というご意見をいただきました。

こちらの意見に対する回答案として、前回の委員会におきまして、委員より、審議会に経営者に参画いただくことについて、もう少し明確に回答したほうがよいのではないかと

いったご意見をいただきました。一方で、理事者からは、審議会を設置するに当たり、経営者の視点も必要であるとするものの、経営者の参画について記載してしまうと、経営者だけがクローズアップされ過ぎてしまうことが危惧されるという考え方も示されたところでした。

これらの意見を踏まえまして、回答案について、赤字で記載のとおり修正いたしました。第15条の四日市市中小企業等振興審議会については、本市議会の中小企業振興基本条例調査特別委員会において、参考人の皆様と意見交換をさせていただいた際にも、同審議会の委員構成、中小企業等振興プランの効果検証及び中小企業等振興施策への反映などに対するご意見に関して、各委員並びに担当部局と経営者としての視点も必要であることから、同審議会を構成する一員として経営者の参画が望ましいとの認識を共有いたしました。本条例案の施行後に、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は市長が別に定めることとしていることから、いただいたご意見を踏まえ、市議会としても効果的に施策が実施されるよう、しっかり注視してまいりますと修正をさせていただいております。

説明は以上です。

○ 加納康樹委員長

ということで、赤字のところ、これを差し込む形で説明し、考え方に追記をしていきたいというところで取りまとめをさせていただきました。いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

意図したところで、ありがとうございます。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

他の委員の皆さんも、このような形でよろしいですか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

では、最終的にこのご意見に対する考え方は以上で確定をさせていただきたいと思いません。

それと、もう一点、前回、条例素案について確認をしたんですが、形式的な修正というところで1点ありましたので、その点についてご説明もさせていただきたいと思えます。

事務局、お願いします。

#### ○ 小山議会事務局議事課主幹

次に、お手元に配付いたしました四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）

【逐条解説付き】をご覧ください。

こちらの資料につきましては、前回の委員会でパブリックコメントを受けて、一部の意見を条文や解説に反映させていただき、内容については既に確認されたものと認識しておりますが、委員会終了後、議員提案条例として議案を提出するに当たり、総務課にも形式的な部分について確認した結果、修正をさせていただいたものになります。

13ページ、第11条（学校及び大学等の協力）についてです。

前回の委員会におきまして、条文に創業機運の醸成を追記しておりますが、正確な表記といたしましては、記載のとおり、健全な職業観、勤労観及び創業機運の醸成となることから、修正をさせていただいたものでございます。

以上です。

#### ○ 加納康樹委員長

ということで、3点の並列を表すときの形式的なものなんですが、このようにするのが正しいということでの訂正でございます。ご確認をいただいて、よろしいですか。

（異議なし）

#### ○ 加納康樹委員長

では、このように修正をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、以上で条例素案については確定ということになりますので、もちろんこの本条例につきましては委員会による発議というふうにさせていただきます。ただいまより、全て確認をいただきましたので、皆さんに署名簿にご署名をさせていただきたいと思えますので、

よろしく願いをいたします。

ご協力ありがとうございました。

以上、ご署名までいただきましたので、今後のスケジュールについて、また簡単に改めてのご説明をさせていただきますと、この後は、連休明けになります5月7日の代表者会議のほうにかけさせていただきますと、6月定例月議会の上程の方針についてをお願いをして許可をいただくという、こういう段取りになっております。6月定例月議会に上程をして、6月定例月議会の最終日に議決を迎えるという、こういう手順でさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、2番項になりますが、委員会の報告書の案についてということです。

あんまり時間がなかったんですが、つい先日、報告書について、皆様にもご周知をさせていただいたところでございます。特段何か改めての修正を皆様のほうから求めるところはございましたでしょうか。

(なし)

## ○ 加納康樹委員長

よろしいですか。

では、皆さんのほうからご了解をいただきましたので、報告書についてもこのような形で正副委員長の案として確認、確定をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

ということで、今申し上げましたように、代表者会議、そして本会議の議決というところの手順は残っておりますが、委員会としては、本日、今回をもって最終というふうになります。ごく簡単に御礼だけさせていただきたいと思えます。今回の特別委員会で条例をつくるというところに関しましては、正直言って、かなり無理なスケジュールを皆さんにお願いして、かなり急ピッチで条例をまとめるという手順になったかと思っております。ですが、皆様のご協力をいただきまして、ここまではたどり着くことができましたので、本当にありがとうございました。あと、6月定例月議会の最終日、きちんと上程、可決をされるということに向けて、最後まで皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○ 上 麻理副委員長

初めてこのような大切な条例をつくる場、副委員長を務めさせていただきまして、まずもっては皆様のご協力、そして諸先輩方のご教示をいただきまして、心より感謝申し上げます。この学びをまた一つ一つ生かしていきたいと思えます。本当にありがとうございます。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございました。また改めて皆様に感謝を申し上げまして、委員会を閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

9 : 3 9 閉議